

第 28 回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成 25 年 11 月 26 日（火）午前 10 時 00 分

2 開催場所

裁判所大会議室，庁舎内の民事受付窓口等

3 出席者

別紙第 1 のとおり

4 議事等

(1) 庁舎内各窓口の見学

簡易裁判所（1 階）及び地方裁判所（1 階，3 階）の各民事受付窓口を見学した。

(2) 今回のテーマ（民事窓口の受付対応について）に関する意見交換

別紙第 2 のとおり

【要旨】

当日見学した民事窓口における受付対応に関して感想，質問及び意見等が述べられ，民事事件の受付対応全般について意見交換がされた。

(3) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第 3 のとおり

(4) 次回期日

平成 26 年 2 月 21 日（金）午前 10 時 00 分

(別紙第1)

出席者

委員	伊	東	俊	明
同	小	川	隆	正
同	下	野	恭	裕
同	鈴	木	克	道
同	鈴	森	賢	史
同	中	野		惇
同	野	々	上	友
同	樋	口	正	行
同	平	松	敏	男
同	水	野	洋	子
同	宮	本	英	子

(五十音順)

(別紙第2)

委員長

本日、受付窓口の案内をしていただいた中で何か御質問等がありましたら、まず、その点からお願いします。

A委員

1階の民事裁判の受付のところでは、一般の方は比較的、法律相談のようなものを目的として来られることが多いところ、裁判所では法律相談をやっていないので、いろいろな法律相談窓口を御案内いただくと説明されましたが、どのような資料をお手元にそろえて御紹介されているのですか。

地裁民事受付担当職員1

地方裁判所で御紹介させていただいてるところの多くは、法テラス、岡山弁護士会の法律相談、市町村の無料法律相談です。また、岡山弁護士会が出されている弁護士マップの末尾に無料法律相談機関の御案内が載っておりますので、それを利用して無料法律相談を行っているところを御案内しています。場合によっては、司法書士の法律相談等も御案内しています。地方裁判所で御案内している他機関は、おおむねこの程度になろうかと思えます。

A委員

もし、私どものところに入ってくる、もう少しほかの情報、例えば県の関係の情報をお持ちすれば、それも置いていただいたり、御案内いただけるものなんではないでしょうか。

地裁民事受付担当職員2

そのような情報提供をいただければ、取扱いについて検討させていただきます。

B 委員

先ほどの裁判所からの案内で法テラスとか弁護士会とか，いろいろ言われましたが，実際はどこに紹介することが多いんでしょうか。

端的に言うと，法テラスが非常に多いんじゃないかなと思って質問させていただいているんですが。

地裁民事受付担当職員 1

相談機関の御紹介としては，法テラスはパンフレットも備え置いておりますので，法テラスをお勧めすることが一番多いようには思いますが，それに併せて有料ではありますけれどもという申し添えをした上で，岡山弁護士会の法律相談，市町村の無料法律相談も御紹介させていただいているケースが大半です。法テラスだけというよりは，それ以外の法律相談も併せて御紹介するほうが多いと思います。

C 委員

不動産執行とか債権執行という窓口にも先ほど案内していただいたんですが，そもそも不動産執行や債権執行というのは何をするとところなんですか。

地裁民事受付担当職員 1

不動産執行とは，不動産の差押えの手続をするところで，例えば，不動産に抵当権をつけているところが，その抵当権を実行するために不動産を差し押え，競売，入札にかけて一番高い札を入れた方が落札し，売却代金を支払い，その売却代金を総債権者に配当する手続になります。

債権執行とは，一番多いケースを御紹介しますと，給料や預金等を，裁判所ですった判決等をもとに差し押さえ，差押命令を裁判所が発付し，預金の差押えなら，その預金の口座のある銀行に差押命令を送った上で，銀行から取立てを行うという

手続になります。

C 委員

どうして破産，不動産執行，債権執行というものだけが1階の受付窓口ではなくて，それぞれの箇所に持っていくようになるんですか。まとめて1階の受付窓口でやらないのですか。

地裁民事受付担当職員 2

手続上，いわゆる判決手続，訴訟手続とかで債務名義というものができます。ある方がある方に対して権利があるということを確認させる手続ですが，債務名義に基づいて権利を実現するのが強制執行という手続になります。その対象が不動産だったり債権だったり，何を差し押さえるかで分かれるんですが，判決手続と違いまして強制執行の手続については，確定した債務名義に基づいて，割と定型的な手続で進行することになります。

判決手続の受付の関係と強制執行手続の受付の関係では大きく差があったり，仕組みが違うことから，別個の窓口を設けて，迅速に定型的に対応させていただこうということで分けております。

C 委員

破産や競売や見学の際に言われていた労働審判は，債務名義に基づく手続ではないと思いますが，それらを別個の窓口で受け付けているのはなぜですか。

地裁民事受付担当職員 2

説明の仕方として，債務名義をとるための手続か，債務名義をとった後のそれに基づく手続かという分け方をしましたが，それが全てではありません。民事部は，民事の訴訟を担当しているほか，破産，再生，執行手続など，それぞれ担当部署が

分かれています。それぞれの事件の手続を進行させる各部署が、その事件の受付も行うことにより迅速に手続を行うことができるような態勢をとっています。

委員長

債権執行とか不動産執行というのは、ちょっとイメージしづらいところがあると思います。お金を払ってくれということについて裁判所から勝訴判決、これを債務名義と表現しますが、これをもらいましたという人が、実際に払ってくれたら、それで済むんですけども、払ってくれないというときに、この配布資料の庁舎フロア案内図にある4番の窓口に行って、その判決を見せて、差し押さえてくださいとか、あるいは、不動産に抵当権をつけているので、その抵当権を実行しますという手続に訪れるということなんですよ。

この4番の窓口には、勝訴判決を持っている人だけではなくて、不動産を執行したら競売になりますので、その競売で入札したいという人も来るということになるんじゃないでしょうか。

地裁民事受付担当職員2

不動産の執行には、いわゆる債務名義に基づく執行と、抵当権その他をつけている場合の手続と二つあります。

いわゆる競売、不動産執行に関係するところを裁判所の窓口で扱っておりますが、もう一つ、執行官室というところがあります。不動産執行の入札の関係でいらっしゃる場合は不動産執行の窓口にも来られると思いますが、具体的な入札の手続については執行官室を御案内しております。

B委員

資料の中で、来庁者が簡易裁判所の民事受付に来る前に相談する機関として、弁護士会が23件と非常に多い、その次が法テラスですかね。それと手続案内後に来

庁者に御案内した機関としても、弁護士会、それから法テラスということになっていますが、これは代理人がついていなくて本人が相談した場合ということによろしいんでしょうか。ほかに弁護士会でというと、弁護士が相談を受けて裁判所の受付に行ったらどうですかと案内しているということだと思いますが、その辺もう少し詳しく分ければ教えていただきたいなと思います。

簡裁民事受付担当職員

基本的には代理人が付いていない本人の方が来られたケースを集計したものです。

委員長

地方裁判所の本人訴訟ということで、原告本人で訴状を作成してきて、2番の受付窓口に出すという事例の件数が先ほどの資料に載っており、ここに出てきているのは、自分で訴えを提起したくて訴状を書いてきましたということですが、内容が極めて不十分であるという訴状を提出された場合は、受付窓口としてはどのような対応をされるのでしょうか。

地裁民事受付担当職員 1

訴状に書いていただかなければならない事項があります。「訴状」というタイトルや、原告の住所、氏名、被告の住所、氏名、どんな裁判をするのか、判決にどんな主文を出してほしいのか、そしてその主文を出してほしい理由はこうなんだというのが訴状に最低限書いていただかないといけない要件になりますので、受付では最低限そこは書いていただきたいということを、不十分な訴状を書いてこられた方にはお願いはしております。

それらの記載がない不十分な訴状であっても、提出したいということであれば、訴状を受け付けるのがこちらの職務になりますので、そういったふうにお問い合わせの上で、受付をしております。

委員長

差し障りがなかったらでよろしいんですが，そういう訴状を原告本人が作成してきて，不十分だけれども是非受け付けてくれというのは，件数的に言ったら，どのくらいあるんでしょうか。

地裁民事受付担当職員 1

昨年から，この仕事をさせていただいておりますが，感覚で言うと，件数としては，そんなに多くはなく，1年間で100件を超えとか，そういうことはないです。

委員長

ちなみに，印紙を貼っていない訴状とかっていうのをたまに仄聞するんですけども，そういうケース等もあるんでしょうか。

地裁民事受付担当職員 1

手数料の収入印紙，それから裁判所から原告や被告に書類を送るための郵便切手の納付がない訴状というのは，やはりあります。納付は，お願いはもちろんしておりますが，どうしても納付しない，あるいは郵便で送られてきて，印紙や切手がない訴状というのもやはりあります。

「訴状」というタイトルがあって訴状だと分かるものについては受付はしております。手数料，郵便切手については一覧表等がありまして御案内はさせていただいた上，これだけの金額の，特に郵便切手については納付をお願いはしておりますが，やはり納付されない方も中にはいらっしゃいます。

D委員

普通の場合だと、やっぱり弁護士に相談したりして、弁護士の方に行っていただくことが多いので、本人がなかなか行くことはないんでしょうが、裁判所は法律相談所ではない、そもそもそれは裁判所の機能ではないということなので、そこは余りサービスをするっていうのはどうなのかなと思います。例えばホテルのフロントに行くと、横にコンシェルジュみたいな方がいらっしゃいますが、そのような方が守衛さんなのかなという感想です。

A 委員

今の御意見と少し違うかもしれませんが、裁判所の玄関ホールで、壁のところを見させていただいても、情報のところを見させていただいても、専門用語しか書いていないという状況がございます。法律相談については違うというのは分かるんですが、こちらに来て、こういったことについて自分が訴訟ができるのかどうか、どこに行けばいいのかということを一一般の方が考える場合には、例えば「民事事件」とか「家事事件」というようなことではなく、「DVの被害」であったり、「離婚」であったり、「破産しそうだ」とか、そういった一般の方にとってもう少し分かりやすい案内がどこかにあると、自分がどの窓口に行けばいいのか、1階なのか3階なのか5階なのか6階なのかというのが少し分かりやすいのではないかなと思います。

それで、壁に掲載されているものというのは、そういう余り口語体みたいなものではできないのであれば、総合案内のところに余り細かくではなくても、例えば「保護命令」という言葉もなかなか出てきませんので、「DVで何か危険を感じる場合はここ」とか、「離婚で悩んでいたらここ」とか、「相続で悩んでいたらここ」という、一覧表のようなものがあって、比較的、自分でも、ここだなと分かる御案内があると、一般の方として分かりやすいのかなと思います。もちろん、総合案内で御案内いただければ一番いいんですけど、大きな声を出してDVの保護命令ですかと言われても、ちょっと引きますので、こちらですよというようなことを。なか

なかDVで1階の民事というイメージもわからないと思いますので、一般の方がちょっと見て分かるような、御説明いただくときにも大声で言うのではなくて、指し示していただけるようなものを総合案内のテーブルに置いて、分かりやすくしていただいていたら、いつも守衛の方がいらっしゃるわけでもないので、比較的利用がしやすいのではないかなという印象を持ちました。

北側の入口ですと、窓口を開けて、何ですかと声も掛けていただいたり、資料もあったりするので、比較的、聞きやすいというイメージはあるんですけど。南側の入口から入ってくると、どこに行って聞いたらいいのかというのも、なかなかイメージしにくいのではないかなと思いますので、地裁だけではないんですけど、御検討いただくと、一般の方が少し相談しやすいというか、どこに行けばいいのか、間違わなくていいのかという印象は持ちました。

委員長

裁判所としては、そのような対応としては可能なんでしょうか。できるだけ分かりやすい表示、あるいは分かりやすい一覧表の作成という議論でしたが。

事務担当者

今後、検討していきたいと思います。

E 委員

ごく初歩なんですけれども、裁判所に来るまでが皆さん、悩んでいると思いますので、マスコミや市の広報等を使って、裁判所ってこんなところだから、皆さん、進んで相談してくださいというようなことが、一般の方には余り知られていないと思うんです。その点について、どうなんでしょうか。

委員長

裁判所を利用してくださいという，例えばテレビのコマーシャル等々はできるんでしょうか，できないんでしょうか。

事務担当者

この場では即答できませんが，費用が掛かる場合には，予算の関係もありますので，検討しなければならないと思います。

例えば年に2回，憲法週間と法の日週間というのが5月と10月にありまして，そのときには無料法律相談を弁護士会とタイアップして行っており，それを市の広報誌に掲載依頼しています。それ以外で年間を通じて，ずっと相談に来てくださいという案内というところまではやっていません。飽くまで受付の相談というのが，受付の延長線上という位置づけになりますので，相談だけを特化して，業務としてやっているという位置づけではないという面も影響していると思います。

委員長

私は，裁判所は，裁判所に来るということが一つの大きなハードルになってしまっているというところは現実問題としてはあると思います。学生に裁判所に行ってみたらというだけでも，少しちゅうちょしてしまう雰囲気なぜか備えている建物というか機関であることは間違いはないような感想を持っていますが，それをできるだけ市民に近い形で何かアピールできたらと思っています。

F 委員

使いやすいと言いましても，裁判所はできれば来ないほうがいいわけですから，何と申しましょうか，当事者にならないと来ないわけですね。できれば，そういうことは避けたいのが人間の人情でありまして，おっしゃることは分かるんですが，なかなか難しい部分はあるかなと思います。

それと，裁判所を利用してくださいと言いましても，先ほど裁判所の方のお話も

ありましたが、裁判所は相談所じゃございませんというわけですから、それではどこをアピールしていくのかということになりますよね。

先ほど配られた資料にも、裁判所に来る前に相談した機関とか、来た後に案内した機関って書いてあるんですけど、この法テラスとか弁護士会の方がここに常駐していたらいいんじゃないですか。そうしたら、相談はあっちですって言えばいいわけですから、あるなら多分言っていると思うんですけど、わざわざここに来て、来る前にどこかに行って、またここに来て、その後、またどこか案内されるっていうことになるので二度手間、三度手間なので、そういう相談機関みたいなものが、この立派な建物の中にあれば非常に使いやすい道具ではないかなというふうに、素人の考えを持つ私としては思うんですけど、そんなことはあり得ないんですよ、きっと。

委員長

裁判所の中に法テラスの支部みたいなものが、例えばでということなんですね。

C委員

弁護士会は、今おっしゃっているようなことを考えてというわけではないと思うんですけど、裁判所の隣にはありますよね。建物の中にはない。多分、裁判所と弁護士会とがそんなに離れているところにあるということはないような気がします。法テラスはもう少し離れたところにあるような気もしますね。

先ほどから問題になっているように、弁護士さんが裁判所のほうに相談員として常駐するというような態勢がとれることがあるかどうか。そうすると、一番の問題は、皆さんがおっしゃっているように、裁判所が何をするとところかという問題が出てきてしまって、今、F委員もおっしゃいましたが、結局、裁判所には手続的にこういうものがありますよということが限界で、こういうふうな結果になっているように、そんなにお困りで、あなたがお求めになっている額が高いのであれば弁護士

さんに御相談されたほうがよろしいですよということしか言えない。そういう裁判所が持っている制度的な限界みたいなものがあるということなんでしょうね。

だから結局，そうなるとそこで言えることというのは，結局はどこに何がありますというようなこと。手続のほうでは，例えば140万以下なら簡易裁判所ですと，これは言えるんですけど，それ以外には言えないという，言うことがむしろ当事者の解決をおくらせたりマイナスになるというふうに考えますので，そうなるは無理なんでしょうね。

委員長

確かに裁判所で弁護士会に行ってくださいというと，また一つのハードルになって，弁護士会に行くのも意外とちょっと，ちゅうちょするところもあつたりしますので，できるだけ一般市民というか，法律に常に接していない方がなじみやすくて，来ても別に怖いところではありませんよというイメージが何とかできてくればいいかなという感想です。

C 委員

最近，法律相談を弁護士会がいろんなところで有料でされていますが，有料の法律相談のほうが相談される方も，もちろん値段にもよるんですけど，いいみたいです。それは，相談する側にも，やっぱりお金を出せば1回で終わらせようというふうになっているようです。岡山の例を知りませんが，よそでうまくいっているのは，今，委員長がおっしゃったように堅い建物でないところ，例えばデパートなんかに置いている法律相談の場は利用されることが多いですね。それは多分，入りやすいんでしょうね。そういうことは聞きます。普通に買物に行って，そのまま行けるといような感じなのかもしれませんね。

B 委員

今、F委員の結果を聞いて、本当に驚きだったんですが、非常にいい意見だなというふうに拝聴しました。裁判所は実質的な相談には入れないので、その中に弁護士会とか法テラスの相談機関を置いたらいいんじゃないかと。それに対してC委員が、置けるのかどうか、実際は無理じゃないかと思うんですけど、はっきりは言われなかったんですけども、もしこれが実現すると、弁護士会は無料でも恐らくやると思います。

裁判所は何をやるところかというのが分からないことから、E委員も、そういう意味で広告したらいいんじゃないかと言われたんだらうと思います。実際、裁判所というのは皆さん、知っていても、何を裁判所はやるところかというのが分からないので、そういう意味でもう少し市民に身近になるというか、分かりやすいという意味では、もうちょっと考えてもいいのかなと。そういう意味での広告は、今までの広告、パンフレットでいいのかどうかという問題もあるんだらうという気がしました。F委員の意見が実現するようであれば、弁護士会は恐らく全面的に賛成して可能なんじゃないかと思います。

C委員

法テラスと弁護士会はどういう関係になるんですか。

B委員

法テラスは国の機関ですが、弁護士会はそうではありません。ただ法テラスの中には弁護士が多数入って協力はしているという関係です。ただ、そういう関係だけで、直接のつながりはないですけど、事実的には弁護士が大多数協力させてやっていただけるという意味だけです。

C委員

例えば法テラスのほうで訴訟費用、弁護士さんの費用の立替制度を自分の組織の

中に持っていますよね。弁護士会はそうはいかないというところがありますね。立ち位置の問題ですよね。相談に行かれる方、その人が裁判所に来るときに、法テラスに行ったらどうですかとか、弁護士会に行ったらどうですかと説明しているようですが、その場合、法テラスに行くこと、弁護士会に行くことに差があるんですか。それとも同じですか。

B 委員

岡山の場合、岡山弁護士会での相談は原則有料になっていますね。法テラスの場合は相談自体は恐らく無料だと。訴訟等を受任すると立替制度ということになっていますね。ですから、弁護士の間でも、相談を受けて、相談だけだと各事務所で法テラスの制度を利用して、法テラスから費用を払っていただいて、依頼者の方は無料で利用しているわけです。だから相互に、お互い依頼者のことを考えてやっているというのは事実ですね。

G 委員

受付をするのが最終的な目的というような感じなのかなと、今日出て思ったんですけど、右も左も分からない人が初めて来られたときの印象として、やはり、どこに行ったらいいのかわかりにくいとか、あるいは誰に聞いたらいいのかわからないとか、そういうことがあるかと思うんです。

恐らく車で来られる方がほとんどだとは思いますが、こちらの北側入口から入ってこられると思いますが、そのときに守衛室の方に伺うのが筋なのか、総合案内まで行って伺うのが筋なのか、そのあたりの動線や、入ってきよろきよろしていて、どこへ行ったらいいかわからない人に対して声掛けがあるのかとか、そのあたりが少しでもあれば不安をなくしたり、心強いなと思ったりということにつながるのではないのかなと思いました。この二つの入口の取り回しがもう少し分からないんですけれども、今日初めて来させていただいて、そういうふうに感じました。

委員長

この声掛けというか、北側入口と南側入口の案内の関係などはどのような形でなされているのでしょうか。

事務担当者

北側入口と南側入口にいるのは、いずれも守衛で、特に南側入口のほうが総合案内という区別があるわけではないです。北側入口は駐車場から来られることになりますので、駐車券の処理等をするのが割とメインになっている部分はありますが、いずれも守衛がローテーションで北側入口に配置したり、南側入口に座ったり、交代してやっていますので、やっている内容は同じということになります。

声掛けについては、守衛のほうもできるだけ、きょろきょろされている来庁者の方とか、どこに行ったらいいのかというそぶりをされているような方には、積極的に声を掛けるようには指導してやってもらっているところでして、それ以外の一般の職員についても、廊下を通行している場合に案内表示を見られている方とか、そういう方にはできるだけ声を掛けるようにということは指導しているところではあります。

委員長

裁判所に入ってくる原則的な入口としては南側入口を裁判所側としては想定しておられるのですか。

事務担当者

特にそういうわけではありません。両方、南側入口と北側入口とを並列的な感じで考えております。

委員長

私はいつも南側入口からしか来ないので、北側入口の守衛室の前に守衛さんがいるところの雰囲気は想像できなかつたんですけれども、やはり総合案内という形で表示はされているのでしょうか。南側から入ってきた総合案内と同じような、全く同じような雰囲気なんでしょうか。

事務担当者

雰囲気は若干違うかもしれませんが、位置づけとしては同じ位置づけと考えています。

B 委員

前から総合案内、守衛さんの点について気になっていたんですね。私だけが気になっていたのかと想像していたら、つい最近、事前に話をいろいろしていたところ、こういうテーマを出さないのに、あそこの守衛さんというか、総合案内の人は何をしているんですかねという意見が多いんですよ。これは岡山に限ってですけれども。私の経験では、ほかの庁に裁判等で行きますけど、全く違うんですよ、対応が。ほかに行くと、うろちょろしていると、何かあるんですかとか声を掛けてくれるんですよ。岡山の場合、本当にやられているのを余り見たことがないんですね。ですから、全く私の感じでは対応が違うし、ほかの人もそういうふうに感じていると思われるので、実際にそういうことをされているのか、それから実際に守衛さんということですから、どの程度まで仕事があるのか分かりませんが、先ほど事件の内容等を相談に行くというのであれば、DVについてとか、そういうことまで御存じなのかどうか、そういう振り分けができるのかどうかを説明していただきたいと思います。

事務担当者

守衛の業務内容については、案内をするというのももちろんありますし、それ以外に警備の関係とか、駐車場の整理とか、そういうところもやっております。採用方法も一般の職員とは違っておまして、なかなか高いレベルまで求めにくいところがあります。それで、一般の書記官や事務官のように事件関係についての詳しい知識を持っていないという面もあり、なかなか同じ水準までの教育というのはできていません。

ただ、総合案内としての職務が果たせるように、それを引き上げていく必要性はありますので、そのための教育というのはやっていかないといけないところですが、なかなかオールラウンドに全てについて御説明するという点では知識付与が不十分な面があると思います。今後とも、指導や研修をしていきたいと考えています。

B 委員

声掛けはもっと積極的にやられてもいいんじゃないかなと思います。守衛さん本人がどういうふうに行っているか分かっておられないんじゃないかなと思うので、ほかに行くともっと全然違います。ほかの庁、ほとんど全てがと言ってもいいぐらい。岡山は伝統的なのか、ちょっと暗いなと思っています。

委員長

声掛けの雰囲気をもっと少しという御意見だと思いますので、余り、確かに笑顔でにこにこ行くのも、ちょっと場所的に問題はありますけれども、できるだけ迷っている方には声を掛けていただけるような雰囲気をつくっていただけたらありがたいなと思います。

H 委員

先ほどのお話ですと、簡易裁判所は本人訴訟が多いところ、その中で貸金業者の人が多いため、そういう対応は普通に分かった人が来るんでしょうけども、一般の

人が窓口に来られた場合に，それを対応する職員の方がどういうことを心構えとして持っていて，具体的にどのように対応しているのかを知りたいと思いました。

簡裁民事受付担当職員

実情としては，先ほども御説明がありましたように，簡易裁判所の場合は，確かにいわゆる信販会社，貸金業者の事件は多いという傾向はありますが，それでもやはり本人で訴訟をされるという方も結構おられます。というのが，金額的な面等の絡みで，弁護士や司法書士に依頼すると，ちょっと足が出るという問題もあるので，実際のところ本人でされる方も多いというのが実情です。

こちらのほうで手続説明をするに当たっては，基本的には説明内容が均一になるツールとして，「裁判所の紛争解決手続」という手続の一覧があります。このツールを使って職員が来庁者の方へ説明するということになります。

簡易裁判所の場合，手続として，調停，支払督促，少額訴訟，通常訴訟という紛争解決の制度がありまして，それをメリット，デメリット，手続の流れというのを比較的かみ砕いて説明するように心掛けております。

ただ，実際，本人さんがやられる場合，裁判所で何とかしてほしいということで来られるとか，他の行政機関等から裁判所を紹介されたということで取りあえず来られたという方も多いので，まず最初に，どんな御用件で来られたかというのをしっかり聞くということが始まりになります。その上で簡易裁判所の手続を説明することになります。最終的には御本人の判断で手続を選んでいただいて，選んでいただいた後に簡易裁判所に備え置いている申立書等の用紙を使って書き方等の説明をして申立てに至るという形で案内しています。

H委員

例えば，簡易裁判所ですと，いろいろ手続の違いとかを具体的にどのように説明されているのか，簡単に教えていただければと思います。

簡裁民事受付担当職員

どういう紛争を抱えているかということをもっとお伺いして、例えば、貸金の請求、売買代金の請求、相手方から作業等を請け負ったという請負代金の請求といったお金の請求であれば、今回、お手元にある「裁判所の紛争解決手続」という中では、調停という手続と支払督促という手続と訴訟という手続のいずれでも利用ができるということで、そのデメリット、メリットを説明します。

調停の場合は、話し合いでの手続ということになりますので、比較的、穏便な手続ですということで説明します。ただし、調停の場合であれば、双方が合意すれば紛争解決ということになるんですけども、双方が合意に至らなければ、あるいは相手方の方が裁判所に来て話し合いのテーブルに乗らなければ、手続は空振りに終わりますということで、デメリットをお伝えしています。

また、訴訟の場合であれば、少額訴訟と通常訴訟というのがありますが、調停とは異なり、必ず判決という形で白黒つくということで、調停のように空振りで終わるということはないという説明をしています。その上で、ただ話し合いでの手続ではなくて、裁判官が判断して白黒つけるということになりますので、法律上のルールにのっとり、自分の責任で資料を集めたり、テクニカル的には調停とは異なってレベルが高いというか、法律的な知識も必要になりますということも説明しています。

その上で、少額訴訟が60万円以下のお金の支払を求める場合に利用できる手続で、審理が原則1回で終わるということで、比較的、迅速な手続ですと説明します。通常訴訟であれば、裁判の日が必ずしも1回に限られないですけども、少額訴訟の場合は1回になるということで、事前の準備のウエイトが非常に高くなるので、その点、負担になることもありますという説明もしています。

また、支払督促という手続は書面審査で行う手続で、訴訟や調停とは異なり、必ずしも裁判所に来て言い分等を言っていたりということはないという面では

メリットはあるという説明をしています。ただ、書面審査だけの手続なので、相手方から不服の申立てがあれば自動的に訴訟に移行するという手続構造になっていることから、明らかに相手方が争うようなケースであれば、最初から訴訟をされたほうがいいですよという説明もします。概要としては、そういう説明をしています。

委員長

今の説明で、デメリットとメリットを窓口に来た方に説明されている中で、例えば、60万以下は少額訴訟が使えるけれども、通常訴訟にしたいという方はいらっしゃるんですか。

簡裁民事受付担当職員

60万以下のお金の支払を求めるケースで、少額訴訟と通常訴訟の両方ができる場合に、それでも通常訴訟をされる方がおられるかどうかということによろしいですか。

委員長

デメリット、メリットを踏まえて通常訴訟がいいとか、名前的に少額訴訟よりも普通の訴訟がいいとか、また、動機はどうであれ、通常訴訟がいいという方もやっぱりいらっしゃるのでしょうか。

簡裁民事受付担当職員

やはりメリット、デメリットもありますし、その上で通常訴訟を選ばれる方という方も結構おられます。

委員長

会社の従業員が許可をもらって代理人としてというのではなくて、当事者本人が簡

易裁判所の窓口に来られたときに、調停、支払督促、少額訴訟、通常訴訟というデメリット、メリットをその場で理解しなければいけないのですか。

簡裁民事受付担当職員

先ほど私が説明した内容についても、かなり抜けている部分もあると思いますが、相手方の理解されている度合い等もあると思います。当事者の中で、本当に初めて裁判所に来られたというケースであれば、まず大きな手続の流れだけに説明を特化して、その上で、例えば少額訴訟ならできそうかなという話があれば、更に突っ込んで説明をするというように、段階をある程度分けて、理解を求めながら進めていくようには注意しています。

委員長

来られた方に合わせながら説明の度合いとか内容を変えていくということでしょうか。

簡裁民事受付担当職員

そのとおりですね。実際、本当にいろんな方がおられます。過去に訴訟をされた方もおられますし、そのレベルといいますか、理解度に応じて、理解を増す形で進めていくようにしています。

1委員

民事の受付ということですが、南側入口にせよ、北側入口にせよ、守衛さんなり、受付担当者を置いておく以外に、目で見て、どこにどんなことが相談できるのかという看板と言いますか、何かそういったものがあってもいいのではないかと思います。そういうものをつくると、確かに見映えは悪くなるかもしれませんが、一般の人を対象にすることから、言葉を本当にかみ砕いたほうがいいのではないかと思います。

ます。

例えば、我々が訴状をつくるという話をすると、訴状って何ですかと言われる。訴訟にするかと言うと、訴訟って何ですかと言われる。要するに、「裁判」と言えば分かるんですよ。でも、「訴訟」と言うとは何ですかということになる。そういう意味でかみ砕いた形の案内ができるのかどうなのか。

それで、「受付窓口と対象事件の一覧表」のようなものを工夫して、具体例のところを「貸金」、「売買代金」、「請負代金」、「家事手続」のように、専門家が見て分かるというのではなく、「貸した金を返してもらえない」とか、「売った代金がもらえない」とか、「仕事をしたのに代金がもらえない」とか、「離婚」、「相続」、「遺産分割の問題」、もっと緩やかに言えば「財産分け」とか、そういうかみ砕いた言葉を使って、来庁者に渡せば、十分役立つと思います。それで、受付の人が何か聞いて、あなたはこの辺ですねと、こっちじゃないんですかというように案内するというのも一つだと思います。

それから、裁判所は守衛さんという形をとられているので、難しいかと思いますが、企業などでも、どこでもそうですが、大きな建物で行き場所がいっぱいある場合は、受付案内が必要になります。例えば、1時間交代とか2時間交代で民事の中身のある程度分かっている人があそこに立てないのかなと考えますし、それができないのであれば、もう少し研修をしっかりとったほうがいいんじゃないかなと感じています。

いずれにしても、裁判所へやっとたどり着いた人が、どこにどういうふうに行ったらいいのかということ、すぐに分かるようにするには、我々も聞きにくい場合は、まず地図を見るということがありますので、そういった形の案内があれば、受付の機能が多少悪くても、それで間に合うのではないかと考えています。

委員長

今言われたことについて、どこまで裁判所として実現できるかは分からないとこ

るだと思えますけれど，できるだけ分かりやすい言葉でという御要望だったと思えます。確かに，私自身も今日拝見させていただいて，制度としては知っているつもりですが，やっぱり家庭裁判所，地方裁判所，簡易裁判所が違うということから，まず一市民から見たら，よく分からないところだと思えます。

例えば，家族の間のDV事件であれば，何か家裁のような感じがしてしまいますし，離婚に伴う慰謝料は逆に地裁のような感じがしてしまうんですね。そのような観点から，一般的な市民が持っているイメージしやすい事件の具体的な例を挙げて，これはこうですと，これはこっちですということを示していただいたら，委員の御意見のとおり，分かりやすいかなという気がします。

確かに，聞けばいいということは当然そうなんですが，自分でまず聞く前にビジュアルで確認できる何か手掛かりを，可能な限り示していただけたら，より使いやすい親しみやすいという雰囲気が出るかなというのが私自身の感想です。

Ｊ委員

裁判所の宣伝や，受付対応に関する御意見について，趣旨としてはよく分かりますので，検討していかねばならないと考えています。

例えば税務署では，税の内容ごとで担当部署が違いますので，まず何の税で相談に来たのか，どこに行けばいいのか分からないということになります。私が見たのは大阪の税務署ですが，振り分ける場所があるんですね。それを受付というふうに言っていると思いますが，とにかく目につくところであって，お客さんが来られたら用件を聞いて，それだったら何々税，何階の何々というようなことで，番号に丸をした紙を渡して，あそこへ行ってくださいという形で案内して，詳細は案内された場所でお話しするということになっていました。それを裁判所でできるかどうかということは，研究していかねばならないと思えます。

Ｃ委員

どうしても窓口の問題で言うと、こだわりますけれど、裁判所が相談をするということと手続を教えさせていただくということとの二つが難しいのだと思います。現実にはそうしろというわけではなくて、いろいろなメリット、デメリットがあると思いますが、頭の体操をする上で、仮に、本人訴訟がないという前提で裁判所に御本人が来られたときに、一体どういうことを用意しておけばいいのかというふうにものを考えるのが大事なのかもしれません。

そうになると、例えば簡裁と地裁がどう違うかとか、つまり自分は何をしたいかということで来られたときに、御自分で訴状を出すことができず、それは弁護士さんに頼まないといけないということが前提で、それでもお困りで裁判所に来られる方が求めていることに対して、裁判所は、どこをどういうふうに切り分けて、どういうシステムをつくっていけば一番満足してもらえるのかということをもとに考えてみるのが大事なのかもしれません。

現実の問題としては、それにプラスアルファというか、答えられないことがあるということはどうやって解消していくのかという問題なのかもしれないと思いました。

もう一つは、さっきH委員がおっしゃった、家庭裁判所の窓口の対応と地方裁判所の窓口の対応ということについては、かなり長い裁判所の窓口対応の歴史みたいなものがある、一つ大きく違うのは、家庭裁判所の全てがそうというわけではありませんが、家庭裁判所には相手方がいない手続がかなりあります。後見の問題も原則的にはその領域なんだろうと思います。ただ、背後に後見人になる方同士で、親族の誰がなるかという紛争が残っていることは間違いないんですけど、手続自体としては裁判所に当事者の方が何かを求める、それに対して回答するというものであり、相手方を予定していません。

それに対して、地方裁判所や簡易裁判所では必ず相手方のいる紛争になります。それが一番大きな原因となって、先ほどから申し上げている相談のうちのある部分は家庭裁判所のほうがやりやすいということがあるだろうと思います。

それから、家庭裁判所はかなり後見的に国民に対してサービスをしていこうというのが発足の理念だったことから、窓口の対応もかなり踏み込んだ対応ができていたと思います。それは今、修正されているようですが、そういう家庭裁判所と地方裁判所の持っている機能と限界みたいなことも、この窓口の対応を考えていくときには大事なことなのかもしれないというふうに改めて今日、皆さんの御意見をお聞きしながら思いました。

B 委員

「定型書式の整備状況について」ということで、いろいろ資料をつけていただいています。全国の最高裁配布の統一用紙と、それから岡山簡裁で作成した用紙があると。非常にたくさんつくっていただいています。これを本人訴訟の場合、利用されていると思います。相談に来て、手続的な相談で終わらせるのではなく、恐らく窓口で、この定型書式をつくって持ってきてくれたらいいということをお話しされているのではないかと思います。もう少し具体的に説明していただくとありがたいんですけども。

簡裁民事受付担当職員

どういう手続をとったらいいかわからないということで来られた方には、最初の段階で事情をお伺いして、簡易裁判所でとり得る手続についてメリット、デメリットを説明します。その上で、御本人から、例えば訴訟を起こすという話が出たら、その段階で定型書式をお渡しして記載していただくこととなります。

それで、事情をお伺いしたときに、おおよそ貸金なのか、売買代金なのか、あるいはその他もろもろの請求なのかというのは特定できておりますので、そこを踏まえてお渡しして書いていただくという流れとなっております。

B 委員

その際、具体的にこのように書いたらいいんじゃないでしょうかということも指導されるのではないかと思うんですけども。

簡裁民事受付担当職員

今回の交通事故の定型書式も見ていただいて分かるかと思いますが、比較的、穴埋めで埋め込めば訴状が出来上がるという形にしておりますので、埋めていきましょうということでお話をしながら書き方の説明をしています。最終的には御本人の責任で書いていただくということは説明していますので、過度に干渉しないようにしながら記載の説明をしています。

B 委員

私は、この定型書式が非常にいいなと思っています。本人が代理人弁護士をつけなくてもできるので、これをもっと積極的に活用していただいたらいいのではないかと個人的には思っています。

C 委員

多分、簡裁はよく活用していると思います。地裁は、非定型であることから、使えないんですね。統計上は、恐らく40パーセント近くが、却下命令までは出さなけれど、手が入らなければ第1回目の裁判期日を迎えられないという状態にはあります。地裁はちょっと無理なのかもしれません。

委員長

法律的なことで、恐縮ですが、簡裁では、訴え提起は原則として口頭でできるんですよね。ですから、口頭で聞きながら書類を作成するという訴えの提起の方法ができますが、地裁は書かなければなりません。その大きな違いもあります。簡裁は確かに口頭でできることから、本人が自分で訴え提起しやすい環境が整っていると

思います。B委員のおっしゃるとおり，この定型書式を本人訴訟で，簡裁でより利用しやすいようにしていただきたいと感じております。

委員長

それでは，本日のテーマにつきましては以上ということにさせていただきます。

(別紙第3)

委員長

次回のテーマについてですが，次回のテーマについて御提案等がございますでしょうか。

(特になし)

委員長

それでは，裁判所から提案を幾つかお願いいたします。

C委員

いわゆる裁判所に対するアクセスの問題をずっと重ねてきたことから，ここで区切りがつくというふうに考えられます。裁判所のほうで今考えているのは，施行から一定期間が経って検証報告の結果も出ている裁判員裁判について，委員の方の御感想，御意見をお聞きしたらいいのかというのが一つ目です。

それから，裁判官の養成，特に若い裁判官の養成について，もし御関心があれば，裁判所はこういうことを今やっていて考えているというようなことでもいいのかなと。今，法曹養成，もう少し広げるとロースクールも含めて，よくマスコミにも取り上げられていると思いますが，それに関係することとして裁判所がやることなので，裁判官の育て方みたいなことについてというのが二つ目です。

三つ目は，裁判の迅速化に関する検証報告というのがなされていて，これについて，なかなか難しいのですが，この迅速化に関わる検証報告というのは，法律ができたときに最高裁判所から2年に1度つくるように命じられてつくっているものです。つくっている目的は，2年以内に少なくとも一審の裁判はできる限り終わらせたほうがいいのではないかと。そのために，まず裁判所，法曹三者は一体どういうことを考えて裁判実務を行えばいいのか。もう少し広く言うと，国，要するにこれは立法機関，行政機関も含めてですが，裁判がそういう形で充実して，なおかつ2

年以内に終わるようにするためには、どういう基盤を整備していったらいいのかということについて報告を出すように言われています。それが度重なって、最高裁判所から、検証報告が来ていますので、そういう裁判全体のスピードあるいは、そのスピードを達成するために何が必要とされているのかというテーマも考えています。

ただ、これは少し大きなことになるので、テーマとしたら、もう少し具体的に、例えば、民事裁判あるいは刑事裁判という形で絞らなければならないと思っています。

委員長

三つのテーマを御提示いただきました。その三つのテーマについて、御意見等がございましたでしょうか。

C委員

それに付け加えさせていただきますと、裁判員裁判ということになると、その検証報告書はお配りしていますが、現実に裁判員裁判を御覧になられたほうが、理解が違ってくると思います。ただ裁判員裁判は、以前に皆さんに御覧いただいた刑事裁判のように1時間で終わらせるというわけにはいなくて、多分どんなに短くても3日、4日は掛かるということになります。

したがって、皆さんが同じ場所で同じ事件を御覧になることは、無理だろうと思っていますので、次回開催日までに、現在あるいは、この後に入ってくる裁判員裁判の期日をお知らせして、各委員の方に可能な限り傍聴していただくことが前提になると思っています。

委員長

裁判員裁判のテーマとしては、今御説明いただきましたように、事前に傍聴していただくことが、条件というか前提になるということになります。それを踏まえて、

三つの案についていかがでしょうか。

B 委員

今三つのテーマについて提案があったんですけれども、いずれのテーマについても、一般市民の方は、この場で資料を配布されても、あるいは少し前に配布されても分からないと思います。ですから、今C委員から、裁判員裁判に関しては裁判員裁判を傍聴することが一つの事前の準備会なんですよ。ですから、ほかの問題についても、準備をして何かやられたほうが良いと思います。経験者、弁護士、検察官以外、意見が出ないんじゃないかと。裁判の迅速化についても、裁判官の養成制度についても、専門家は分かりますけれども、それ以外の方はどういうことを言われているのか分からないんじゃないかなと思うので、どのテーマについても、委員会の期日以前に資料の説明等をやられたほうが実質的な議論ができるんじゃないかと思います。

C 委員

迅速化の問題は、これは実際問題、こんなに大部な資料をみんなで読んでも分からないと思いますし、私自身、読んでもよく分からないところが多い。それについて、またこの勉強会をすとしても、難しいかもしれません。この中で、どれかテーマを決めていただければ、それなりのことは用意しようと思います。

それから、裁判官の養成の問題は、そんなに難しい問題ではなくて、裁判官がいかに物を知らないかと。知らないのをどうしたらいいのかと。それは、それぞれお考え、あるいは御意見があると思いますので、会議の前に意見聴取には伺います。そのときにテーマとして、裁判官の養成と言っても広過ぎるので、10年間は判事補という制度が裁判所はあって、それで判事になっていくわけですが、その10年間にどういう養成の方法、基本原則をもって現実にどういう養成をやっているのかという資料と説明は係のほうでさせていただきます。

委員長

裁判の迅速化につきましては、より専門的な知識を必要としそうな感じの冊子が配られておりますので、どちらかというところと裁判員裁判か若手判事補の養成かなというのが何となくの印象ですが、その二つのどちらを選ぶかということです。

裁判員裁判ですと、皆さん、イメージ等々はよくされておりますので、親しみやすいというところと語弊がありますけど、イメージしやすい。ただ、できるだけ事前に傍聴していただくというお時間を押さえていただくということになります。

判事補の養成につきましては、もう少し広い意味で法曹養成ということを含めて考えれば、これも一般的なイメージもしやすく、余り親しみにくいテーマではないと思いますが、その裁判員裁判と法曹養成につきましては、どちらがいいという御意見、あるいはどちらのほうがより適切じゃないのかという御意見がございますでしょうか。

D委員

裁判員裁判がいいです。

委員長

裁判員裁判の傍聴が、広い意味でアクセス等につながるということで、次回のテーマとしては、裁判員裁判を取り上げさせていただくということによろしいでしょうか。それで、それに当たっての事前の傍聴の日程等につきましては、また御案内させていただきます。

それでは、次回のテーマとしましては、裁判員裁判を取り上げさせていただきます。どうもありがとうございます。

C委員

今、B委員に言われて思い付いたんですが、裁判員裁判をテーマにするにしても、多分取り上げ方がいろいろありまして、検証報告の結果を御覧になったらお分かりでしょうけれど、裁判員裁判を担っているプロの側がこういう問題を抱えているということをここでやっても、それほど面白い話でもありませんし、かなり専門的になるのかもしれない。

取り上げ方としては、一つは、刑事裁判は民事裁判に比べるとはるかに分かりやすくなっているんですが、刑事裁判自体を分かりやすくするという方向で裁判員裁判というのがここまでは来た。あるいは、もう少し課題があると。もっと分かりやすく、国民みんなのためにはどうなのかという問題の取り上げ方が一つあると思います。

もう一つは、国民の司法参加。国民がかなりドラスティックに評決権をもって裁判官と同じ立場に入ると。つまり、国民が裁判をする側に入っているということについて、どういう結果が出ているか。例えば、よく言われるのが陪審制度をとっている国では、陪審員って職業を持っている人はなかなかないので、主婦の方が多くなるとか、あるいは退職された方が多くなるというような現状が問題点として挙げられているのですが、それが日本の裁判員裁判はどうなのかという、つまり国民の司法参加というところからライトを当てる。今思い付くのは、その二つぐらいです。分かりやすい裁判みたいなことがよろしいんでしょうか。それとも裁判官や弁護士は駄目ですけど、ほかの方は裁判員になれる可能性もあるわけですよ。国民が司法参加する、裁判官と同じ立場で人を裁くというところで裁判員裁判を捉えるのか。それは今直感で考えたことなんですけど、そのどちらが皆さん、御興味がありますか。分かりやすい裁判でしょうか。それとも自分が裁判員になったとき、あるいは裁判員というのはどんな人がなっているのか。

D委員

後者がよいと思います。

C 委員

前者のほうだという方もいらっしゃいますか。もう一つぐらいあるかもしれませんが。ここでは司法参加という形のほうがよいという意見があったと把握しておきます。

委員長

今回は、国民の司法参加という観点から裁判員裁判というテーマを取り上げさせていただきます。